

予算超過支出が認められる一定の要件

別表

○以下の会計区分については、それぞれ一定の要件に該当し、かつ、収入の増加額の範囲内である場合に限り、予算を超えて支出することが可能。

会計の区分	大科目	中科目	要件
資金管理料金特別会計	事業費	新車購入時預託関連費 継続検査時等預託関連費 引取時預託関連費	・当該年度の預託台数が予算編成時における前提として用いた推計値に沿って推移したものの、最終的に推計値を上回ることが判明した場合
再資源化預託金等特別会計	預託金払渡支出	再資源化等預託金払渡支出 情報管理預託金払渡支出 未払再資源化預託金等利息支払支出	・当該年度の払渡台数、又はその再資源化等預託金の平均単価が予算編成時における前提として用いた推計値に沿って推移したものの、最終的に推計値を上回ることが判明した場合
	輸出返還支出	再資源化預託金等輸出返還支出 未払再資源化預託金等利息支払支出	・当該年度の輸出返還台数、又はその再資源化等預託金の平均単価が予算編成時における前提として用いた推計値に沿って推移したものの、最終的に推計値を上回ることが判明した場合
	特定資産組入支出	再資源化預託金等特定資産組入支出	・次に掲げるいずれかが、予算編成時における前提として用いた推計値に沿って推移したものの、最終的に推計値を上回ることが判明した場合 ①当該年度に再資源化預託金等の入金される台数、又は再資源化等預託金の平均単価 ②当該年度の運用の年間利回り